



平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 西川ゴム工業株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 西川 正洋  
(コード番号 5161 東証二部)  
問 合 せ 先 常務取締役管理本部長 福岡 美朝  
(TEL : 082-237-9371)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 66 回定時株主総会へ付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更理由

平成27年5月1日に施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)において、定款の定めにより業務執行取締役でない取締役および監査役との間で責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それら取締役および監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第30条(取締役の責任限定契約)を新設するとともに、現行定款第38条(社外監査役の責任免除)について所要の変更を行うものであります。なお、第30条(取締役の責任限定契約)の規定を新設する定款変更議案を株主総会に提出することにつきましては、各監査役の同意を得ております。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定)	平成 27 年 6 月 26 日
定款変更の効力発生日(予定)	平成 27 年 6 月 26 日

【別紙】

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 20 条～第 29 条(条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 30 条～第 37 条(条文省略)</p> <p>第 38 条(社外監査役の責任免除)</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 39 条～第 42 条 (条文省略)</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 20 条～第 29 条(現行どおり)</p> <p>第 30 条(取締役の責任限定契約)</p> <p><u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 31 条～第 38 条(現行どおり)</p> <p>第 39 条(監査役の責任限定契約)</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する<u>最低責任限度額</u>とする。</p> <p>第 40 条～第 43 条 (条文省略)</p>

以 上